

紹介手数料 返戻金について

厚生労働大臣許可 45・ユ・300007

有限会社ノーベル

紹介者（ノーベル）が求人者（医療機関）に紹介した求職者が採用された場合において、採用の日から下記の各号の期間内に退職したときは、紹介者（ノーベル）は規定に基づき支払われた紹介手数料の額に下記の各号に定める率を乗じて得られる額を求人者（医療機関）に返還するものとする。

但し、求人者（医療機関）による当該求職者の免職（当該求職者に免職に相当する非違行為がある場合を除く。）、当該求職者の死亡、その他紹介者（ノーベル）の責めによらない事由の場合は、この限りではない。

- | | | |
|--------------|---------------|-----------------|
| (1) 医 師 … | 3 ヶ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の額に対し 60% |
| | 6 ヶ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の額に対し 30% |
| (2) 薬剤師 … | 1 ヶ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の額に対し 100% |
| | 3 ヶ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の額に対し 50% |
| (3) コメディカル … | 3 ヶ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の額に対し 30% |
| (4) その他の職種 … | 1 ヶ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の額に対し 100% |
| | 3 ヶ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の額に対し 50% |

以 上